

青森県報

号外第六十八号

令和五年
七月三十一日
(月曜日)

目 次

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例… (人事課) …二
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例… (同) …二
- 青森県税条例等の一部を改正する条例… (税務課) …四
- 青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する
条例… (建築住宅課) …一五

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十六号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条中「寒冷地手当」を「通勤手当、寒冷地手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第一号中「処理作業」の下に「（これらの作業のうち次号の作業を除く。）」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会の定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事したとき。

第六条中「同条各号の作業に従事した日一日につき三百円」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一号及び第三号の作業に従事する職員については、その作業に従事した日一日につき三百円

二 前条第二号の作業に従事する職員については、その作業に従事した日一日につき四千元

第十八条第一項に次の一号を加える。

六 特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十八条第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に改める。

第十九条第一項に次の一号を加える。

十八 特定新型インフルエンザ等防疫作業手当

第十九条第二項中「同項第十四号」を「前項第十四号」に改め、「従事した」の下に「場合に、同項第十八号の手当は、特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事した」を加え、同条第三項の表に次のように加える。

第十八号の手当

勤務一日につき 四千円

附則第五項の前の見出し、同項及び第六項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月三十一日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十八号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の十二中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改める。

第五十五条の二十一中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改める。

第五十五条の三十中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

第一百一条の三中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改める。

第一百二十二条中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第一百四十三条に次の一項を加える。

3 法第一百四十四条の三第五項の協定に基づき同項に規定するオーストラリア軍隊（第一百四十五条の二において「オーストラリア軍隊」という。）

が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第一百四十五条の次に次の一条を加える。

第一百四十五条の二 オーストラリア軍隊が、第一百四十三条第三項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をし、た公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第一百四十二条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第一百四十九条の十三中「第一百四十四条の四十七第六項」を「第一百四十四条の四十七第七項」に改める。

第一百五十四条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中

「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン以下のトラック」を「三・五トン以下のバス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」

を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各

年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二

十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二

十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用され

るべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両

総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号へ中「バス又は」を削り、同号へ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)(i)中「第九条の二第十八項」を「第九条の二第十七項」に改め、同号イ(1)(ii)中「第九条の二第十九項」を「第九条の二第十八項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(1)中「第九条の二第二十二項」を「第九条の二第二十一項」に、「第九条の二第二十三項」を「第九条の二第二十二項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十四項」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第二百五十四条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第二百五十四条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項」に改め、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの

- (1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十六項」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第四項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率)」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値)」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第百五十四条第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「第九条の二第三十一項」を「第九条の二第三十五項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十六項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百

分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一

第六十条の八中「第七十一条第六項」を「第七十一条第七項」に改める。

附則第八条の二の五第一項中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」に、「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の六第三項」に改め、同条第四項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改める。

附則第九条の二の五第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は法第四百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第四百四十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第九条の二の九第二項及び第九条の五第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

第二条 青森県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(公示送達に係る掲示場等)」に改め、同条中「する」を「し、同項の事務所は、当該地域県民局の事務所とする」に改める。

第百五十四条第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年以降」を「令和七年度以降」に、「第五項」を「第六項」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「令和七年度基準エネルギー消費効率」に改め、「に百分の百十を乗じて得た数値」を削り、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十五」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百三十三」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたも

の（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の七十」に、「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項（第三号トに係る部分に限る。）及び第二項（第三号ホに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する

方法として地方税法施行規則第九条の二第三十八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。

この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第三号及び第六項において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第三号において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中

「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものと

する。

附則第九条の二の八中「附則第十二条の二の十第一項」を「附則第十二条の二の十」に改める。

附則第九条の二の十中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

(青森県核燃料物質等取扱税条例の一部改正)

第三条 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成三十年十二月青森県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に改める。

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

第四条 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第七百三十三条の十八第七項」を「第七百三十三条の十八第八項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条(青森県県税条例第三十四条の改正規定を除く。)及び附則第六項の規定は令和七

年四月一日から、第一条中青森県県税条例第四百三十三条に一項を加える改正規定及び同条例第四百四十五条の次に一項を加える改正規定並びに同条例

附則第九条の二の五の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号。以下「改正法」とい

う。)附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第二条中青森県県税条例第三十四条の改正規定は

改正法附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)第四百三十三条第三項及び第四百四十五条の二の規定は、改正法附則

第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

3 改正後の条例附則第九条の二の五第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第五百五十四条及び附則第九条の二の九の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第九条の五の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 第二条の規定による改正後の青森県税条例第五百五十四条の規定は、令和七年四月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十九号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「第五十二条第十項」を「第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率の特例の認定並びに同条第十項」に改め、同条第十四号中「及び同条第三項各号」を「、同条第三項の規定による建築物の高さの制限の特例の許可及び同条第四項各号」に改め、同条第三十二号を第三十三号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「一敷地内認定建築物以外の建築物」を「新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等に係る一敷地内認定建築物」に、「当該建築物」を「当該新築及び増築等に係る建築物」に、「建築の」を「新築及び一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同条第二十八号とし、同条第二十六号中「建築される」を「建築等をする」に改め、同条第二十七号とし、同条中第二十五号を第二十六号とし、第十七号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 法第五十八条第二項の規定による高度地区における建築物の高さの制限の特例の許可に関する事務

別表第十号を次のように改める。

<p>十 法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率の特例の認定又は同条第十項、第十一項若しくは第十四項の規定による建築物の容積率の制限の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>容積率特例認定等申請手数料</p>	<p>同条第六項第三号の建築物の容積率の特例の認定 同条第十項、第十一項又は第十四項の建築物の容積率の制限の特例の許可</p>	<p>二万七千円 十六万円</p>
---	----------------------	---	-----------------------

別表第十三号を次のように改める。

<p>十三 法第五十五条第二項の規定による建築物の高さの制限の特例の認定、同条第三項の規定による建築物の高さの制限の特例の許可、同条第四項各号の規定による建築物の高さの制限の適用除外の許可、法第五十六条の二第一項ただし書の規定による日影による建築物の高さの制限の特例の許可、法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内の建築物の高さの制限の適用除外の認定又は法第五十八条第二項の規定による高度地区における建築物の高さの制限の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>建築物高さ制限特例認定等申請手数料</p>	<p>法第五十五条第二項の建築物の高さの制限の特例の認定</p>	<p>二万七千円</p>
		<p>同条第三項の建築物の高さの制限の特例の許可</p>	<p>十六万円</p>
		<p>同条第四項各号の建築物の高さの制限の適用除外の許可</p>	<p>十六万円</p>
		<p>日影による建築物の高さの制限の特例の許可</p>	<p>十六万円</p>
		<p>高架の工作物内の建築物の高さの制限の適用除外の認定</p>	<p>二万七千円</p>
		<p>法第五十八条第二項の建築物の高さの制限の特例の許可</p>	<p>十六万円</p>

別表第二十三号中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表第二十四号中「よる一敷地内認定建築物以外の建築物」を「よる新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物若しくは増築等に係る一敷地内認定建築物」に、「当該建築物」を「当該新築若しくは増築等に係る建築物」に、「建築

の許可を」を「新築若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可を」に、「一敷地内認定建築物以外建築物認定等申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外建築物等認定等申請手数料」に、

一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の緩和の許可
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可

を

新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等に係る一敷地内認定建築物の位置及び構造の認定
新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等に係る一敷地内認定建築物の容積率等の制限の緩和の許可
一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可

に、

「一敷地内認定建築物を除く」及び「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭